

# 一般社団法人大阪市西区歯科医師会 2020 年度 臨時総会

## 議事録

日 時：2021 年 2 月 6 日（土）18:00～  
場 所： 四ツ橋サンワールドビル 1 号室  
出席者：理事 9 名・監事 2 名、会員 8 名

中島健専務：定刻となりましたので、一般社団法人2020年度大阪市西区歯科医師会臨時総会を開催します。では開会の辞を、本会副会長瀬尾利文より申し上げます。

瀬尾利文副会長：みなさんこんばんは、今日はお忙しい中、来て頂いた先生もいらっしゃいます、このような状況の中、ご苦勞様です。

それでは一般社団法人大阪市西区歯科医師会臨時総会を開催したいと思えます。

開会にあたりましてですね、緊急事態宣言中に開催することはいかなものか？とかりモートでなんとかすることはできないのか？後は是非決めることがあるのならば、開催して欲しいなど会員の先生から色んなご意見をいただきました。検討しました、リモートはですね、今は理事会、役員会など全部リモートでやってるんですけど、時間どおりに集まっていただけない。それから会員全員となると、リモート環境にない先生はちょっと厳しいかなと。今年は6月に総会を予定しておりますが、それでは間に合わない、決めないといけない審議事項が出てきましたので、こういう形になりましたけど、了解していただきたいと思えます。

中島健専務：瀬尾副会長ありがとうございました。では会長挨拶を井手会長よろしく申し上げます。

井手会長：みなさんこんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また日頃は西区の会務に対して、ご支援ご指導ご鞭撻をいただきまして、本当に心からお礼申し上げます。本当はこういう事態に、先程も瀬尾先生がおっしゃっていましたけども、行いたくはなかったのですが、どうしても4年前に定款を作りまして法人になりました。その時に色んなちょっと問題を残したまま発車してしまったので、この僕の会長の間に正せることは正して終わりたいということで、こういう緊急事態宣言が出ている中、無理をして行うことになりました。色んなご意見があるとは思いますが、そのあたりはお含み置きくださいませ、6月一応総会の予定で選挙管理委員会等等も立ち上げさせていただこうと思っております。そのことについてご審議いただきたいのと、今年いっぱいコロナで去年ですね、今年度ですね殆ど事業行えておりません、その分みなさん会費の方で還元させていただきたいと、この2点上程させていただきたいと思えます。ご審議よろしく申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

中島健専務：井手会長ありがとうございます。総会開催に先立ち、ただ今、受付で出席会員数の確認を行いましたので、それを点呼に代えさせていただきます。

現在、本会 正会員数は 93名ですので、過半数は47名となります。

本日の出席者数は 19名です。これに、委任状の提出により議決権を行使した会員 69名を加えますと 88名 になり、定款12条に則り、定足数に達しますので、本総会は成立することとなります。なお委任は本日出席の理事からも提出いただいておりますので、その内訳は、第1号議案から第4号議案の賛成者は74名です、反対0名、以上です。

ここで定款第14条に則り、議長、副議長を会場内より選出します。どなたか自薦、他薦はございますか？なければ、執行部としては、藤野先生に議長を久留島先生に副議長をお願いしたいと思います。みなさまよろしいでしょうか？（会場より異議なしの声）

では議長・副議長よろしく申し上げます。

藤野議長：議長に選出されました藤野です、本日はコロナ禍で大変ですが、スムーズな議事の進行に是非ご協力をお願いしたいと思います。着座にて失礼します。

それでは、2020年度臨時総会を開催いたします。

まず、皆様にお願ひがあります。会場内でのご質問、ご意見、ご要望がございます場合には、挙手をお願いします。議長が指名させて頂きましたら、必ず、お名前をお聞かせ下さい、これは全質問で守っていただきたいと思います。議事録作成のために、録音を行っておりますので、後ほど議事録を書き起こすときに聞き取ることがはっきり言わないと出来ませんのでご協力をお願いします。

また、感染対策には集会時間を極力減らすことも重要ですので慎重かつ迅速なご審議にご協力をお願いします。

それでは、定款第17条において、「議事録は、議長及び出席した社員のうち議長から指名された議事録署名人2名が署名をする」とあります。

従いまして、議事進行の前に議事録署名人2名を議長から指名いたします。今回は井上会員、片桐会員を指名いたします。ご異議はございませんでしょうか？

（会場から議長一任、異議なしの声）

では、井上会員、片桐会員を議事録署名人として選出します。お二人の先生挙手よろしく申し上げます。

それでは、臨時総会ですので、報告事項はないということで、執行部追加で報告はないでしょうか？（執行部：ございません）ないと言うことでしたら、早速、議事に入ります。

第1号議案「支部規約の改定について」につきまして審議致します。

執行部、提案理由の説明をお願いします。

中島健専務：かねてより、会員よりご指摘がございました、本会定款と支部規約の齟齬について理事会にて検討を重ねました結果、支部規約において数カ所の改定が必要と判断しました。その後、改定案を作成し、昨年9月24日開催の会則組織検討委員会（生駒等委員長）へ諮問をしました。委員会の答申を受けまして、理事会において規約改定を決定したので、

会員にご審議をいただきたいと思います。

主な変更点は

議案書の3ページですね、入退会の手続きのところ、大阪府歯科医師会を退会した時、同時に本会も退会するという文言を加えさせていただきました。

その下、役員等というところが、少し曖昧な定義になっておりましたので、赤字でお示ししましたようにさせていただいております。次の4ページでは、委員会の定義について区別させていただきました。後は7ページになりますが、楯に關しまして、ある程度自由性を持たせたような意味合いで変更させていただいたのと、7番の執務手当について定義が曖昧でしたので、執務手当の定義について変更させていただきました。

第一号議案の説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤野議長：提案理由の説明が終わりました。

それでは、第1号議案「支部規約の改定について」

につきまして、会場のほうより質疑を受け付けます。はい、楯田先生どうぞ。

楯田会員：まずこの委員会の答申というのは何回行われてますか？

中島健専務：1回です。

楯田会員：1回だけ？ほんなら理事会において検討して、もっかい委員会には戻してないんですか？

中島健専務：改定案は見ていただきました。

楯田会員：見ていただいた？その1回だけ？

中島健専務：いえ、答申をした時に1回見ていただいて、改訂案を理事会でそれを受けて改訂して見ていただいたということです。

楯田会員：では幾つか私なりの問題点についてお聞きしたいんですけども、例えば3ページの役員等のところですが、定款のほうですね。定款の18条ですね。そこには専務理事はないんですよ。

定款というのが会の憲法みたいなもんですから、定款に沿って行くのが普通かなと思うんですね。

いくつかそのまま質問していきますんで、それから4ページの選出方法の下の監事を除く非常任役員のところですね、これ会長が行うとなっておりますが、これ定款19条では役員は社員総会の決議によって選任および解任するとなっております。これ定款と食い違っております。やっぱり理事も総会で承認をいただかないといけませんよね。それから5ページの会議ですが、会長が必要と認めたときと書いていますけども、これ定款の13条、これ

も理事会の決議で会長が招集する、2番の社員の議決権のある1/5以上の議決権を有する正会員でも可能となっております。これは会長だけなのかと僕は解釈できます。それから、7ページの執務手当、先程中島先生が言ってはったところは、まあ費用弁償できるようにとなっております。定款の方の6条では、別に規約に定めるという書き方して、定款のフォローするのが僕は規約だと思うんですね。だからこの執務手当も、金額がその時その時というのが、まあその残ったお金というのが解釈になってますけど、ある程度明確な金額を呈示した方が、僕はいいと思います。ちょっと纏めて質問しましたけども。お願いします。

中島健専務：私からお答えできる範囲、お答えさせていただきます。まず役員のところですかね。13ページのところですが、専務理事がないということについては、常務理事の中に専務理事が含まれるという法人法の解釈がある場合もあります。定款の18条では理事が3名以上14名以内という曖昧な書き方をしています。実際問題、この定款の中で3名でやれる訳はないですし、いまのところ14名もないというところでありまして、理事と常務理事が非常に曖昧になって来てたんですね。定款18条2項では1名以上3名以内副会長、1名以上4名以内を常務理事と定めると、それをいわゆる規約の方では業務執行理事と読み替えて、設定させていただいた。それから役員いわゆる理事、常務理事。理事というのは、もちろん総会にて決議する方向で考えております。

榎田会員：筆頭常務理事でもいいんじゃないですか？

中島健専務：文言はまた検討してもいいかもしれませんが

榎田会員：でもこれね、定款と一致しないとまずいです。定款で漏れてるところを規約で作ってやる訳ですよ。ですからこれ定款違反になるんですよ。それからねこれをずっと読んでいたんですが、前にもお話ししたんですけど、早めに臨時総会行った方がええというのはね、一昨年の総会の時に、井手先生を中島尚壬先生と甘利先生が推薦されて承認を得ましたよね、その時に普通は理事とかいうのを候補にして総会で承認をもらうのが一般社団法人です。監事も本来は立候補してやるべきなんですよ。その時横石先生はもう辞めると言うてたんですよ。辞めると言うていたのに、その時あとでFAX一枚で監事ということになって、これ僕は明確に覚えてますわ。ですからこれが今の状態で行くとね、理事会自体が総会で選ばれてない、そんなんいまさら言うても仕方ないですけど。いまこれをこの1号議案を、定款と違反しているところを押し通すといのうは、ちょっと僕はまずいんじゃないかと思います。

中島健専務：違反というのはどういうことでしょうか？

榎田会員：定款と合っていないんで。定款と合っていないでしょ？

中島健専務：どこがですか？

槇田会員：そしたら理事だって、総会で承認されてないじゃないですか？2年前

中島健専務：2年前？

槇田会員：総会で、議事録もないんでしょ？その時の

中島健専務：先生、副会長されてたでしょ？

槇田会員：やってない、それはその次の承認の話です。今回僕が思うには、ですからこれはもう1回これは焦ってやるよりも、次にやる方がもっかい整理して、ちゃんとやるべきだろうと僕は思ってますよ。でこれ中島先生が1人で一生懸命されたんですかね？

中島健専務：いえ、みんなでやりましたよ

槇田会員：ほんなら南さんも承認されたんですよ？ほんなら、1回南さんにも僕確認してもいいですけど、これでは僕まずいと思うんですよ。みなさんがどう考えるかは別として、このまま西区歯科医師がこのまま改正して出してくれたらいいと思いますけど、このまま突っ走るんかどうかということですよ。

それか今まで立派な先輩方もいてるし、そういう意見もあるでしょうけど、自分自身としてはこれはちょっとおかしいと思います。そのおかしいところを通すのかということですよ。

藤野議長：槇田先生から色々とお考えを聞かせていただきましたけど、どなたかそれに対してご意見ございますか？

槇田会員：このままやったら、生駒先生にも迷惑かかりますよ

藤野議長：生駒先生 どうですか？

生駒相談役：2年前の槇田先生が心配してることは別として、今回1つの案を形成しましたよね。1つの案を形成されて理事会で協議されて、承認されて、槇田先生が今心配してるような、理事者を選ぶ部分、会長を選ぶ部分、監事選出の部分についてはこれでかなりクリアできると思いますので。僕も専務理事、常務理事というところが定款との齟齬があったという部分では、気がついておりましたけれど、中島先生の常務理事の中にそれは含まれるんだという解釈しておられますので、特段その時に南先生も異議申し立てをしませんでしたので、それでいいだろう。一応、南先生を通しておられるんで、僕ら以上には専

門の先生ですので、この通り従って行けば、次の総会のところからは、疑義が出ないような形になっていくのではないのでしょうか？役員選出のところでは、そう思います。

藤野議長：生駒先生からご意見をいただきました。他にどなたか？意見のあるかたございませんか？

榎田先生どうですか？

榎田会員：いや、役員選出はもうそれはそれで結構です。その何カ所の部分を変えていたかかないと

中島健専務：もうひとつ定款の第6条のことを言ってらしたと思うんですが。

榎田会員：これはいいですよ。別に規約に定めると書いていけばいいですよ。これは合ってるんですよ。4ページのところで監事を除く非常任役員を会長が囑託を行うんじゃないんですよ。これは定款どおり19条のところに書いてあるんですよ。

中島健専務：非常任という意味合いでございます。

榎田会員：それ非常任というよりもね、理事が承認されました。その後、病気されたとかで退きはる、それを会長囑託ではないんですよ。

中島健専務：役員というのは、いわゆる役員会にお見えになる、委員長とか副委員長とかという意味合いです。理事ではない。

榎田会員：そこ理解できない

井手会長：次回の総会では、今の常任の理事は総会で、いま生駒先生がおっしゃたように総会で承認を得るよう進めております。非常任というのは、役員というのは、班長であるとか、色々役がありますけど、それは会長一任ということで、いちいち理事会には諮らないと思うんですよ。

榎田会員：いや総会でしょ

井手会長：はい総会です、そこまで承認はとらないでしょ？班長とか総会で決めないでしょ？

榎田会員：いや班長のことじゃないんですよ

井手会長：いやいや委員会の委員もすべて、執行の常任の理事は総会できちっと決めさせていただく予定で進めております

榎田会員：ですからね、僕は定款と合っていないことを言うてるだけであって、それを通すんであればね

井手会長：これは合っていないんですか？

榎田会員：合っていないじゃないですか、それ言い出したら

中島健専務：具体的にすいません。どこが合っていないんですか？

榎田会員：いやそれ言い出したら、だからさっきも言うたけど根本的なことになるって、そこはうやむやで行くならうやむやで行く、いいですよ。それは構いませんよそれはねこれを押し通すとした時に、先のことで、申し訳ないんですけど、2号議案のところですねほんならまた後で聞きますわ

あと、先程言うた総会の事なんですけど、5ページの会長が必要と認めたということですが、定款13条が優先するでよろしいか？

中島健専務：基本的には定款が全て優先するというでよろしいかと思えます。

榎田会員：この辺の指摘されたところは、もう一度検討されて、次の総会の時に訂正されるならば訂正していただきたい。もう一度法律の専門家に聞いて6月の総会の時に、修正をお願いしたい。

中島健専務：規約というものは、やっぱりその時々の時世であるとかを考えて柔軟に変えていけるのが規約なのかなと考えています

榎田会員：そうなんです、だから定款と定款に準ずるような方に、もし専門家と相談して変えるなら変えた方がいいです

中島健専務：専門家には相談させていただいておりますので

榎田会員：いやいや違うねん。これはもっと南さんに熟読していただきたいねん。ですからもう一度熟読をお願いして、もし南先生が訂正した方がいいと言うんならしていただきたいと

井手会長：はいはいわかりました。

藤野議長：ご要望なんで

中島健専務：ご要望として承ります

藤野議長：ご要望なんで、ただし決は採りませんので、他にどなたかご質問ないでしょうか？榎田先生から色々と良い案が提案されました。それで執行部の方でも要望として承りまして、いわゆるご意見、提案等については、法人法上、決議をしなくてよいこととなっていますので、是非、南先生、他の先生でもいいんで、確認していただいて前向きな気持ちでやっていただければと思います。

それでは他になれば、第1号議案「支部規約の改定について」につきまして採決を致します。承認される方は、挙手をお願いいたします。挙手多数、会場内の賛成者数に委任状にて議決権を行使した会員の数を加え、賛成者が総正会員数の議決権を有する者の過半数を超えましたので、第1号議案は執行部原案どおり可決・確定いたしました。

続きまして、第2号議案-会長予備選挙規約の新設についてと、3号議案-選挙管理委員会規約の新設については、関連しますので一括審議ということにしたいと思います。

執行部、提案理由の説明をお願いします。

中島健専務：2号議案-会長予備選挙規約の新設についてと3号議案-選挙管理委員会規約の新設についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。

本会発足の70年間、会長は前期執行部より指名あるいは推薦で選出されてきました。

この方法は民主的ではないと、会員からのご指摘を受けたこともございます。

検討した結果、法人化した本会においては、どなたでも立候補が可能となる方法も選択肢として加えるべきであると考えました。

一般法人法および本会定款の中で、公益社団法人日本歯科医師会会長予備選挙をモデルとして、本会の秩序と平和が保たれるよう、さらに会員の意見を取り入れやすいようにという趣旨のもと、会長予備選挙規約を立案させていただきました。

同じく2020年9月24日開催の会則組織検討委員会（生駒等委員長）へ諮問を行い。委員会の答申を受けて、理事会において新設を意思決定しましたので、会員にご審議をいただきたいと思います。続きまして第3号議案、選挙管理委員会規約について、まあ第2号議案での選挙を行うのであれば、選挙に関する一切は理事会が関与するべきではないと考えまして、選挙管理委員会規約を策定致しました。2020年9月24日開催の会則組織検討委員会（生駒等委員長）へ諮問をさせていただきます。委員会の答申を受けて、理事会において新設を意思決定しましたので、会員にご審議をいただきたいということでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

藤野議長：ありがとうございます。それでは、第2号議案-会長予備選挙規約の新設についておよび第3号議案-選挙管理委員会規約の新設に対する質疑を受けたいと思います。

どなたか挙手してください。

榎田会員：この10ページの14条の4のところの第15条第2項とはどの事なんですか？

藤野議長：投票用紙というところですか？

榎田会員：はいそうです。そこの第15条第2に項別に定めるとは、どこのことなんでしょう  
か？

中島健専務：第10条の間違いでしょうかね？

榎田会員：総会出てる方は、わかると思うんですが、会員さんには判らないでしょう

藤野議長：いま榎田先生がご指摘の部分というのは、投票用紙の様式という部分ですから  
そんなにあれだと思えますんで

榎田会員：後で会員さんに連絡するということで、謝罪なりするべきじゃないですか

井手会長：はいすいません、これはちょっと私も見落としていました

榎田会員：これね中島先生がすごく大変やった思うんですよ。やっぱり周りの理事が読み  
込まないとあきませんよ。

藤野議長：私もそう思います。様式があるんやから、後で提出すればいい話しですので

榎田会員：中島先生のことじゃないんですよ、もっと理事が読み込まないといけないんです  
よ。後11ページの第17条の2のところ、定款19条に規定する社員総会の決議におき理事とし  
て選任されるという事が言いたかったんですよ。今は生駒先生のお話しを聞いてそれはそれ  
でいいんですが、納得したんで。

後4の同じの時は委員長がくじで当選者を決めるとありますが、くじでいいんですか？

中島健専務：はい くじです

榎田会員：後3号議案の方ですが12ページの第2条, 選挙管理委員会の数はこれ見ようによっ  
ては35名に見えます。

中島健専務：これは半角と全角がまじり合ったということですよ

榎田会員：これは中島先生どうのこうのと言うんじゃないですが、周りの人ちゃんと見とか  
なだめです。これ3名から5名。35名ってエライ多いなど。これも一緒に送りはったほう

がいいと思います。以上です。

中島健専務：ありがとうございます。

藤野議長：はい榎田先生から、訂正というお話しがありました。是非要望を踏まえて、執行部していただきたいと思います。

では他にご質問はないですか？

特に、なければこれを修正するということで中島先生よろしいでしょうか？

井手会長：はい修正させていただきます。

藤野議長：それでは第2号議案第3号議案賛成の方は挙手願います。

挙手多数、会場内の賛成者数に委任状にて議決権を行使した会員の数を加え、賛成者が総正会員数の議決権を有する者の過半数を超えましたので、第2号議案、第3号議案は執行部原案どおり可決・確定いたしました。

それでは第4号議案新型コロナウイルス感染症の影響による2021年度会費減額についてにつきまして、審議致します。執行部提案理由の説明をお願いします。

高間会計理事：第4号議案についてご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により、会務執行においては、大幅な事業費縮小が余儀なくされました。また、理事会や各委員会などの集会を中止し、WEB会議を取り入れるなどにより、会場費など予算執行部分においても大きな減少が生じました。

感染症の経済への影響は会員の診療所経営においては、今期のみだけではなく、来期以降にも引き続き影響を与えることは間違いないと考えます。本来、年会費は、事業計画が完全に遂行されることを見越した予算に基づく会費設定であるので、未執行部分を計算した結果、未執行の事業活動支出が400万円程度、その内訳が高齢者・学術・福祉・医療保険委員会、新年会、春期総会などが中止されたのでこの程度減少しています。

またWEB会議導入などによる新しいスタイル下、ZOOMなどにより管理費支出を20万円程度削減することができました。よって、時限的に2021年度会費（3期）1年分（総額468万円）の減免が可能であると判断しましたのでご審議の程よろしくをお願いします。

藤野議長：ありがとうございました。それでは第4号議案新型コロナウイルス感染症の影響による2021年度会費減額について質疑を受けたいと思います。

どなたか質問はありますか？

生駒相談役：この議案については大賛成なんですけど、高間先生は会計担当理事ですね。やはり総会の議案提案というのは会長か専務がしてくれる方が総会としてはスムーズだと思う。

井手会長：わかりました、以後そのようにします。

藤野議長：ありがとうございます。それでは第4号議案新型コロナウイルス感染症の影響による2021年度会費減額について 賛成の方举手願います。

举手多数、会場内の賛成者数に委任状にて議決権を行使した会員の数を加え、賛成者が総正会員数の議決権を有する者の過半数を超えましたので、第4号議案は執行部原案どおり可決・確定いたしました。それでは、引き続き、協議事項は今回はなしということで、執行部追加はないでしょうか？

井手会長：ございません

藤野議長：なければ、その他ですが。会員から何か？

榎田会員：昨年の6月にですね、お話しさせていただいた地区長、執行部にお願いした要介護者口腔保健指導推進事業研修会を港区の平尾先生にお願いをしましたね。そのまま西区は誰も行かず、ほったらかしになって、その後どう対応されました？

井手会長：平尾先生のその時に電話して、「行かなくていいですか？」と聞いたところ。「先生もういいですよ」と言われて、それで終わっています。

榎田会員：いやそういう風には伝わってないのと、福原先生にお話ししたはずですが、このままではだめですよ。やはり行って謝罪すべきだろうと思います。そのまま来てる訳ですよ？電話一本だけで

井手会長：その前に事業の時にどうされますか？2，3回聞きました。ほんならもう来なくていいですよと言われた。

榎田会員：いやいやそれは絶対にない。それは言った言わないの話になるんで結構ですわ。後ですね申し訳ない、ずーっと基金事業のことでゴタゴタしていたこともあって、今はコロナの関係で止まっていますけども、一応本会の方は大阪府はこれを続けたいということでこれがいつ始まるか分かりませんので、それが4月なんか6月なんか分かりませんが以前井手先生がですよ、言い方申し訳ないんですが、呼びつけましたよね？他の地区の地区長

井手会長：何がですか？呼びつけてません。

榎田会員：いや向こうは呼びつけてると、じゃ相談で結構です。その時に基金事業は誰でもできる事業やて発言されたでしょ？今もそう思ってるんですかね？

井手会長：いやそれはちょっと違う

榎田会員：いや違うじゃない、それは他の人が証人というか録ってるわけですよ。今もそういうお考えですか？

井手会長：いやこれは槇田先生が頑張ってるよ

槇田会員：いや僕じゃないねん、その推進員に対するそういう発言が、今でも思ってるんですか？と聞きたい

井手会長：その日生の関係においては、いま槇田先生以外に適任者はいないと思っている。

槇田会員：いや僕はいいねん、僕は西区やからいいんですよ。他地区にそういう発言をしたことが問題であって。

井手会長：それは取り方が違う。

槇田会員：取り方じゃなくてあれだけの人数がおったわけですから、他の港区の地区長もいてはったし此花の地区長もいてはったし、まあそのままの考え方なんかどうかを聞きたい訳ですよ。

井手会長：推進員の方が頑張ってるというのは認識をしております。地区長はあまりご理解いただけてないのも、安田先生以外はね。

槇田会員：その言い方がまずいんですよ。日生病院には他の地区長は来てはりますけど井手先生だけ来てませんわ。その事業を行っているときに、他の地区長はみんな挨拶に来はりましたよ。ご苦労様ですって言うて。

それから昨年6月の前にね、色々とボタンの掛け違いがありましたので、相談役とか監事の先生に色々とアドバイスをさせていただいた時に、執行部の1人がですよ、その先生方に対してパワハラと発言したんですよ、パワハラと。

そういうことはありえない、それを聞いてものすごく腹が立ったんですよ。やっぱり今までの先輩方の先生はね、すごく和やかに、会長にしても先輩にしても事業やってたら

ご苦労さん、ご苦労さんて、みな声かけてくれて、僕今まで批判されたことなんか一度もない、歴代支部長に。ですからこれだけ他の地区の事業もしなあかんし、他職種との事業もしなあかんのに役職がある人がね、会員を批判するということはあつてはだめなんですよ絶対に。絶対にやってはいけない、役職ある人が。ですからこれからはねもうお願いしたいのはちゃんと今までどおりの西区が一致団結してやれるような歯科医師会に戻していただきたい。

今回今のままで行くと基金事業に関しては、もう西区は参加しません。

5地区でやっていただきます。今のところはね。まあ西区が参加するかどうかは執行部で決めていただいたら結構です。一応5地区は今の執行部の考え方では協力致しませんと言われたんで。

井手会長：それ僕は聞いてませんが、榎田先生そうお聞きになったんだったら、それはそれで

榎田会員：推進員を含めてそう言わはったので 以上です

藤野議長：榎田先生 貴重なご意見ありがとうございました。榎田先生ご要望として議案にない、いわゆるご意見、提案等については、法人法上、決議をしなくてよいこととなっていますので、先生のご意見ご要望は、執行部で継続的にご検討ください。

私個人の意見ですが、ボタンの掛け違いかあれやと思いますんで、榎田先生もスポーツマンですから精神としてはノーサイド。出来ましたら新しい執行部に西区の和やかな空気ですね、それを是非ノーサイドにさせていただき、井手先生のこともこだわり無くしていただけましたらと思います。私自身の希望であります。すいません余計なことを申し上げました。

それでは、これを持ちまして2020年度臨時総会を終了いたします。

皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

中島健専務：藤野議長、久留島副議長 ありがとうございました。

それでは閉会の辞を、副会長 福原英洋 が行います。

副会長、お願いいたします。

福原副会長：慎重なるご審議、ご協議また貴重なご意見ありがとうございました。

このコロナ禍でなかなか集まりにくい中、またお仕事でお疲れの中、どうもありがとうございました。色んなご意見を踏まえて、また昨年、一昨年から積み残している色々な問題点、もちろん規約や定款のことも、榎田先生からお話しがあったことも、まあいつまでも。という気持ちはございますので、早急に色んな面で解決して、また先に進んで行きたいなと感じております。本日はどうもありがとうございました。

中島健専務：これを持ちまして本日の総会全日程を終わります。ありがとうございました。

2020 年度通常総会 議事録署名人

2021 年 3 月 21 日

議長

藤野 明



議事録署名人

井上 美代子



議事録署名人

片桐 貞奇

